



平成 29 年 12 月 1 日

四国地方整備局

松山河川国道事務所

国道 11 号（新居浜市菟生）にて夜間一時通行止めのお知らせ

～横断歩道橋の架設のために通行止めを行います～

松山河川国道事務所では、国道 11 号新居浜バイパスのうち、約 1.5km（新居浜市菟生～新居浜市大生院）を平成 30 年度内の 4 車線化完成を目標に整備を進めているところです。

この度、以下のとおり、横断歩道橋の架設に伴い、国道 11 号菟生交差点（新居浜市菟生地先）東側において夜間一時通行止めを実施します。

- 規制場所 : 国道 11 号 愛媛県新居浜市菟生
- 規制日時 : 平成 29 年 12 月 12 日（火）
AM0 : 00～AM1 : 00（内 30 分程度）※（12 月 11 日（月）の深夜）
※作業当日、悪天候時には作業を延期します。
- （予備日） : 平成 29 年 12 月 13 日（水）
AM0 : 00～AM1 : 00（内 30 分程度）※（12 月 12 日（火）の深夜）
- 規制内容 : 夜間一時通行止め
- 迂回路 : あり ※詳しくは別紙のチラシをご覧ください。

皆様には大変ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

本施策は、四国圏広域地方計画「NO.5 地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト」の取り組みに該当します。

お問い合わせ先 （○主な問い合わせ先）

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 電話 089-972-0034（代表）

副所長（道路） もりもと 森本 えいじ 英二 （内線 205）

○工務第二課長 しんいけ 新池 やすのり 保徳 （内線 451）

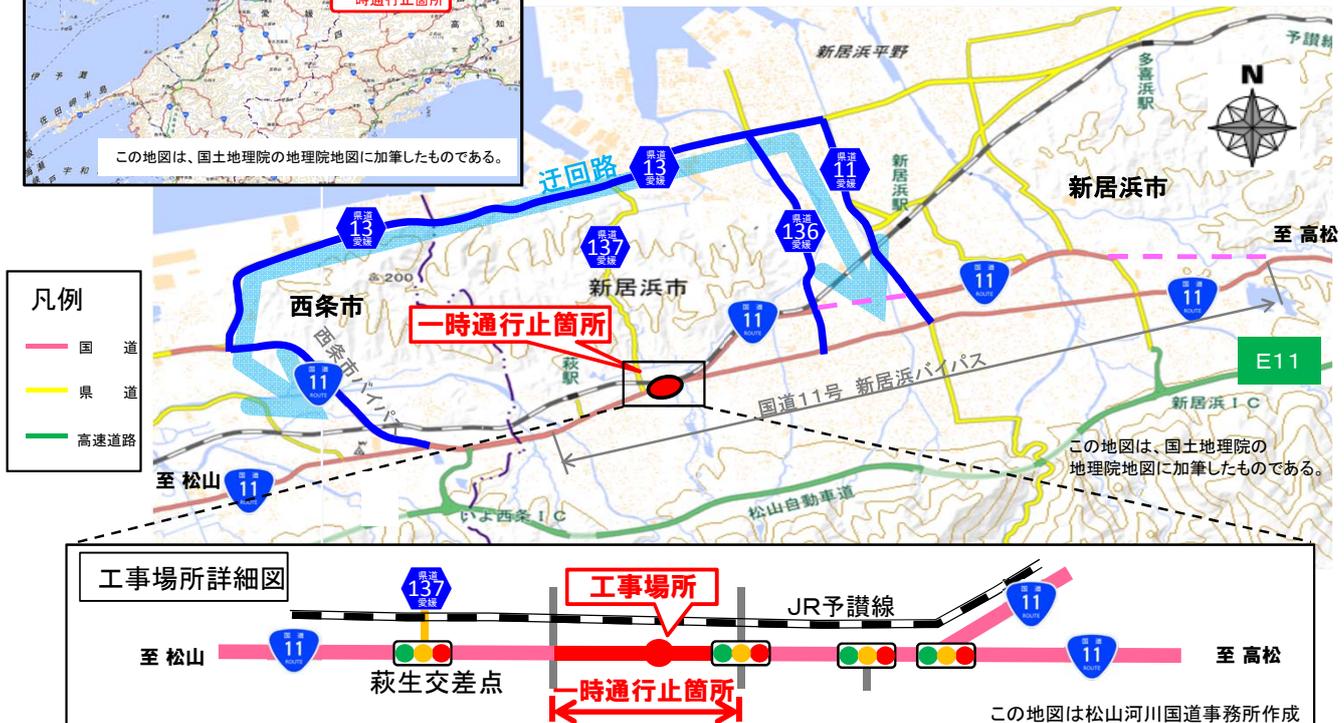
国道11号 夜間一時通行止めのお知らせ

国道11号において 横断歩道橋の架設工事のため、以下のとおり
夜間一時通行止めを行います。

1. 路線名 国道11号
2. 規制場所 愛媛県新居浜市萩生^{はぎゆう}
3. 規制日時 平成29年12月12日(火) AM0:00～AM1:00(内30分程度)
※12月11日(月)の深夜
〔予備日：平成29年12月13日(水) AM0:00～AM1:00(内30分程度)〕
※12月12日(火)の深夜
4. 迂回路 県道11号線・136号線⇔県道13号線⇔西条市バイパス(国道11号)



※作業終了次第、規制を解除します。
※作業当日、悪天候時には作業を延期します。



お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 TEL 089-972-0034 (代表)
※担当：工務第二課 (土日祝を除く8:30～17:15まで)
国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 東予監督官詰所
TEL 0898-56-1570 (土日祝を除く8:30～17:15まで)

道路情報をインターネットで提供しています。

○インターネットから
○スマートフォンから
○携帯電話から

i-mode
Yahoo!
Ezweb

<http://www.skr.mlit.go.jp/road/info/index.html>
<http://www.skrdoukan.com/sp/index.htm>
<http://www.skrdoukan.com/mobile/i-mode.htm>
<http://www.skrdoukan.com/s/index.htm>
<http://www.skrdoukan.com/mobile/index.htm>



2次元バーコード

●道路の異常を発見したら、道路緊急ダイヤルへお知らせください。#9910 (24時間受付・無料)